

議案第 6 号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

平成28年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する
条例

(川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎
市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第5
3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一
部改正)

第3条 川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第1項中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。